

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都公文書等の管理に関する条例の規定により知事が定める法人……………(総務局総務部文書課)……………一
- 包括外部監査契約の締結……………(総務局総務部グループ経営戦略課)……………一
- 東京デジタルファースト条例施行規則第十五条の規定による告示……………(デジタルサービス局戦略部戦略課)……………一
- 東京都情報公開条例の規定により知事が定める法人……………(生活文化局広報広聴部情報公開課)……………二
- 東京都個人情報保護に関する条例の規定により知事が定める法人……………(同)……………二
- 都市計画事業の認可(六件)……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………二
- 東京都資源管理方針の公表……………(産業労働局農林水産部水産課)……………三
- 令和三管理年度におけるくるまぐるに係る知事管理漁獲可能量の公表……………(同)……………三
- 漁船損害等補償法による付保義務の消滅……………(同)……………三
- 地方卸売市場の業務の廃止の届出……………(中央卸売市場事業部業務課)……………三
- 東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定す

る施設及び修繕等……………(港湾局港湾経営部経営課)……………二

告示(教)

- 技能教育施設の指定……………二
- 規程(下水)……………二

○ 東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程……………二

公告

○ 令和三年度調理師試験の実施……………(福祉保健局健康安全部健康安全課)……………二

告示

●東京都告示第四百三十七号

東京都公文書等の管理に関する条例(平成二十九年東京都条例第三十九号)第十六条第一項の規定により知事が定める法人について変更したので、東京都文書管理規則(平成十一年東京都規則第二百三十七号)第六十四条の二の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・福祉センター

二 指定解除日

令和三年四月一日

●東京都告示第四百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十七第二項の規定に基づく包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同法第二百五十二条の三十六第六

項の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 契約の相手方

(一) 住所 東京都三鷹市上連雀一丁目二十五番二十一
五〇五号

(二) 氏名 青山 伸一

二 契約の期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

三 監査に要する費用の額の算定方法

基本費用及び執務費用等の額の合算とする。

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とし、必要があるとき一部前金払とする。

●東京都告示第四百三十九号

東京デジタルファースト条例(平成十六年東京都条例第四百十七号)第十四条第一項の規定により出資等法人を定めたので、東京デジタルファースト条例施行規則(令和二年東京都規則第四百十六号)第十五条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定した法人

公益財団法人東京都人権啓発センター

公益財団法人東京都島しょ振興公社

公益財団法人東京税務協会

公益財団法人東京都歴史文化財団

- 公益財団法人東京都交響楽団
- 一般財団法人東京都つながり創生財団
- 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団
- 一般財団法人東京マラソン財団
- 公益財団法人東京都都市づくり公社
- 東京都住宅供給公社
- 公益財団法人東京都環境公社
- 公益財団法人東京都福祉保健財団
- 公益財団法人東京都医学総合研究所
- 社会福祉法人東京都社会福祉事業団
- 公益財団法人東京都保健医療公社
- 公益財団法人東京都中小企業振興公社
- 公益財団法人東京しごと財団
- 公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 公益財団法人東京観光財団
- 公益財団法人東京動物園協会
- 公益財団法人東京都公園協会
- 公益財団法人東京都道路整備保全公社
- 一般財団法人東京学校支援機構
- 公益財団法人東京防災救急協会
- 株式会社東京スタジアム
- 多摩都市モノレール株式会社
- 東京臨海高速鉄道株式会社
- 株式会社多摩ニュータウン開発センター
- 株式会社東京国際フォーラム
- 株式会社東京臨海ホールディングス
- 東京交通サービス株式会社
- 東京水道株式会社

東京都下水道サービス株式会社

二 指定日

令和三年四月一日

●東京都告示第四百四十号

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)第三十七条第一項の規定により知事が定める法人について変更したので、知事が行う情報公開事務に関する規則(平成十一年東京都規則第二百三十号)第十三条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・福祉センター

●東京都告示第四百四十一号

東京都個人情報保護の保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)第二十八条の規定により知事が定める法人について変更したので、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成三年東京都規則第二十二号)第十五条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除した法人

公益財団法人城北労働・福祉センター

●東京都告示第四百四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一

項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第九十三号深沢六丁目緑地

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区深沢六丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 施行者の名称 世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画緑地事業第百号南島山二丁目緑地

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地 収用の部分 世田谷区南島山二丁目地内

使用の部分 なし

●東京都告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年四月一日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
世田谷区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業世田谷第二・二・七十五号北烏山えのき公園

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

世田谷区北烏山九丁目地内
収用の部分
使用の部分
なし

●東京都告示第四百四十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年四月一日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二・六十二号大杉三丁目公園

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

江戸川区大杉三丁目地内
使用の部分
なし

●東京都告示第四百四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき八王子都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年四月一日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
八王子市

二 都市計画事業の種類及び名称 八王子都市計画公園事業第四・四・四号八王子中央公園

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

八王子市子安町三丁目及び緑町各
地内
収用の部分
使用の部分
八王子市子安町三丁目地内

●東京都告示第四百四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき小金井都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
令和三年四月一日

一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
小金井市

二 都市計画事業の 小金井都市計画公園事業第二・二・

種類及び名称 二十三号三楽公園

三 事業施行期間 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日まで

四 事業地

小金井市貫井南町三丁目地内
収用の部分
使用の部分
なし

●東京都告示第四百四十八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十四条第一項の規定に基づき、東京都資源管理方針を次のように定めたので、同条第六項の規定により公表する。
令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

東京都資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

東京都の水産業は、平成30年の生産量で約3,293トン、生産額は約40億円、漁業就業者数は896人である。

東京内湾は、港湾・都市施設の整備による埋立てや大型船の航行等により、漁場が狭められ、漁業を取り巻く諸条件は厳しいものの、近年は水質環境が改善され、水産資源も回復しつつあり、現在も自由漁業による生産が行われ、江戸前の魚を消費者に提供している。

一方、島しょ地域は、離島という地域的な特徴や季節風等の自然条件が厳しいものの、沿岸漁業は各島の基幹産業として、地域活性化の重要な鍵となり、また、特に伊豆諸島海域は、地元の漁業者のみならず他県の沿岸・沖合漁業者も多数操業する我が国有数の漁場を形成している。

このため、今後とも東京都における水産業の均衡ある発展を図り、安全かつ新鮮な水産物を供給するという重要な役割を担うためにも、従来の操業秩序を維持し、他県入漁船への適切な配慮をしつつ、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 東京都の責務

東京都は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、東京都の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれ別の知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認められる場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定し

た協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(法第58条において準用する法第52条第1項)、漁業権者による資源管理の状況等の報告(法第90条第1項)においても報告が義務付けられている。

これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理すること、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理(以下「種苗放流等」という。)の取組は、経済効果等漁業に対する影響が大きくな水産資源や資源量の減少した水産資源を対象に、資源管理の一環として実施することとする。

種苗放流等の実施に当たっては、適切な資源管理措置と併せて実施することとし、その効果を検証することとする。

検証結果については、関係者等と共有するとともに、種苗放流等に係る方針等に反映させることとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び東京都資源管理方針に基づき資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

この資源管理方針に記載していない漁業上重要な水産資源の資源管理措置について、従前どおり取組を継続するとともに、必要に応じて対象魚種の拡大や新たな資源管理措置の導入を検討し、適切な管理措置を行うものとする。

のとする。
また、水産資源の保存及び管理をより一層推進するため、水産資源の分布及び回遊状況、当該資源を取り巻く環境等について、利用可能な最新の科学的な知見を用いるとともに、漁獲情報を的確に把握し、取組内容の充実強化を図る。

第7 東京都資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1-1(ろまぐろ(小型魚))」及び「別紙1-2(ろまぐろ(大型魚))」に、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1) ころまぐる (小型魚)

第1 特定水産資源

ころまぐる (小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都ころまぐる (小型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が採捕する漁業 (設置漁業 (法第60条第3項第1号に規定する設置漁業及び東京都漁業調整規則 (昭和40年東京都規則第160号) 第5条第1項第22号に規定する小笠原村地先海面における小型設置漁業並びに小笠原村地先海面を除く東京都地先海面における小型設置漁業をいう。以下同じ。)) を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

2 東京都ころまぐる (小型魚) 定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者による定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたころまぐる (小型魚) に係る都道府県別漁獲可能量 (以下この別紙において、「東京都漁獲可能量」という。) のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区分における操業及びころまぐる (小型魚) の採捕の実態等を勘案して按分し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状況及びころまぐる (小型魚) の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都ころまぐる (小型魚) 漁船等漁業にあつては、1隻1日当たり100キログラム

イ 東京都ころまぐる (小型魚) 定置漁業にあつては、1か統1日当たり100キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア ころまぐる (小型魚) を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合に対し速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取りまとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置
 (1) 法第 32 条第 2 項第 1 号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

知事管理区分	知事管理区分におけるくろまぐろ (小型魚) の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合	東京都が当該知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容
東京都くろまぐろ (小型魚) 漁船等漁業	7割を超え、又はその割合があるとき。	くろまぐろ (小型魚) をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言
	8割を超え、又はその割合があるとき。	くろまぐろ (小型魚) をとることを目的とした操業を自粛し、生存個体の放流に努める旨の指導
	9割を超え、又はその割合があるとき。	くろまぐろ (小型魚) をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐろを混獲した場合には操業海域を移動するなどの措置をとるべき旨の勧告
東京都くろまぐろ (小型魚) 定置漁業	7割を超え、又はその割合があるとき。	生存個体は放流するよう努める旨の助言
	8割を超え、又はその割合があるとき。	生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導
	9割を超え、又はその割合があるとき。	生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告

(2) 法第 32 条第 2 項 2 号の規定に基づき助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。

くろまぐろ (小型魚) に係る全ての知事管理区分におけるくろ	東京都がくろまぐろ (小型魚) に係る全ての知事管理区分において
--------------------------------	----------------------------------

まぐろ (小型魚) の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合

行う助言、指導又は勧告の内容

9割を超え、又はその割合があるとき。

東京都漁獲可能量を超えるおそれがある場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろ (小型魚) の採捕の抑制を勧告する。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐろ (小型魚) の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐろ (小型魚) に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろ (小型魚) の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。

(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

4 漁獲量の公表
 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 採捕の停止命令について
 法第 33 条第 2 項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐろ (小型魚) に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-2 くらまぐる (大型魚))

第1 特定水産資源

くらまぐる (大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 東京都くらまぐる (大型魚) 漁船等漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が
採捕する漁業 (定置漁業を除く。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該公表に係る管
理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事
管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく
なると認めるときは、この限りでない。)

陸揚げした日から3日以内

2 東京都くらまぐる (大型魚) 定置漁業

(1) 知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

東京都に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者に
よる定置漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法

漁獲量の総量による管理とする。

(3) 漁獲量等の報告の期限

ア 知事管理区分に係る管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該公表に係る管
理年度の末日まで (ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事
管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなく

つたと認めるときは、この限りではない。) 陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、東京都に配分されたくらまぐる
(大型魚) に係る都道府県別漁獲可能量 (以下この別紙において、「東京
都漁獲可能量」という。) のうち、おおむね9割をそれぞれの知事管理区
分における操業及びくらまぐる (大型魚) の採捕の実態等を勘案して按分
し、おおむね1割を東京都の留保枠とする。

また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における漁獲状
況及びくらまぐる (大型魚) の回遊状況等を踏まえ、東京海区漁業調整委
員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲可能量の管理に係る措置

東京都は、東京都漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の管理を適切に行
うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 緊急報告体制

(1) 緊急報告の基準等

各漁業協同組合は、次に掲げる基準を超える採捕があった場合は、速
やかに東京都へ一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

ア 東京都くらまぐる (大型魚) 漁船等漁業にあつては、1漁業協同組
合1日当たり500キログラム

イ 東京都くらまぐる (大型魚) 定置漁業にあつては、1か統1日当た
り100キログラム

ウ 100キログラム

(2) 東京都への報告体制

(1)に規定する報告は、以下の体制により行うものとする。

ア くらまぐる (大型魚) を採捕した漁業者は、所属する漁業協同組合
に対して速やかに連絡を行う。

イ アの連絡を受けた漁業協同組合は、所属する組合員の漁獲量を取り
まとめた結果を東京都へ報告する。

ウ イの報告を受けた東京都は、当該報告の内容を記録するとともに、
当該報告をした漁業協同組合に対して受領した旨の連絡を行う。

エ 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、
速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

(3) 水産庁への緊急報告

東京都は、東京都全体の採捕数量が1日当たり1トンを超える場合は、
速やかに当該採捕の数量を水産庁担当部局に報告するものとする。

3 早期是正措置

(1) 法第32条第2項第1号の規定に基づき助言、指導又は勧告は、以下の
とおりとする。

知事管理区分	知事管理区分における くらまぐる (大型魚)	東京都が当該知事管理区 分において行う助言、指
--------	---------------------------	----------------------------

<p>の採捕の総量が当該知事管理漁獲可能量に占める割合</p>	<p>導又は勧告の内容</p>	<p>あると認めるとき。</p> <p>が大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項第2号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐる(大型魚)の採捕抑制を勧告する。</p>
<p>東京都くろまぐる(大型魚)漁船等漁業</p> <p>7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業を1日当たり6時間に短縮する旨の助言</p>	<p>(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、くろまぐる(大型魚)の特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分又はくろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐる(大型魚)の採捕の数量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量における未利用分を超えないと認められる場合には、この限りでない。</p>
<p>8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業を自粛し、生存個体の放流に努める旨の指導</p>	<p>(4) 東京都は、(1)及び(2)の助言、指導又は勧告にあわせて、管内の漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。</p>
<p>9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>くろまぐる(大型魚)をとることを目的とした操業の自粛、生存個体全ての放流及びくろまぐるを混獲した場合には操業海域を移動するなど措置をとるべき旨の勧告</p>	<p>4 漁獲量の公表 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>
<p>東京都くろまぐる(大型魚)定置漁業</p> <p>7割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>生存個体は放流するよう努める旨の助言</p>	<p>5 採捕の停止命令について 法第33条第2項各号に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量又はくろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量又は東京都漁獲可能量の9割5分を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>
<p>8割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>生存個体の放流に努め、網起こしを1日当たり1回に抑制する旨の指導</p>	
<p>9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。</p>	<p>生存個体全てを放流し、網起こしを1日当たり1回に抑制すべき旨の勧告</p>	
<p>9割を超え、又はそのおそれ</p>	<p>東京都がくろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</p>	
<p>(2) 法第32条第2項2号の規定に基づく助言、指導又は勧告は、以下のとおりとする。</p>		
<p>くろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分におけるくろまぐる(大型魚)の漁獲量の総量が東京都漁獲可能量に占める割合</p>	<p>東京都がくろまぐる(大型魚)に係る全ての知事管理区分において行う助言、指導又は勧告の内容</p>	

●東京都告示第四百四十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和三管理年度（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第四項の規定により公表する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

特定水産資源
の名称
知事管理区分
知事管理漁獲可能量

くろまぐろ
（小型魚）
業
業
業

くろまぐろ
（大型魚）
業

同右
（小型魚）
業

くろまぐろ
（大型魚）
業

同右
（大型魚）
業

同右
（大型魚）
業

同右
（大型魚）
業

●東京都告示第四百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区における平成二十九年東京都告示第五百二十七号による保険に付すべき義務は、令和三年三月三十一日をもって消滅した。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

元町加入区
神津島加入区

●東京都告示第四百五十一号

地方卸売市場の業務の全部が廃止され、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十四条において準用する法第八条第一項の規定により法第十三条第一項の認定がその効力を失ったので、法第十四条において準用する法第八条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 地方卸売市場の名称
東京都八王子魚市場地方卸売市場

二 地方卸売市場の位置及び取扱物品
東京都八王子市北野町五百八十八番地一
水産物

三 開設者の名称及び住所
築地魚市場株式会社
東京都江東区豊洲六丁目六番二号

四 廃止年月日及び認定の失効日
令和三年三月三十一日

●東京都告示第四百五十二号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第二十七条第一項第一号に規定する知事が指定する岸壁及び棧橋、同項第二号に規定する知事が指定する船舶給水施設、同項第三号に規定する知事が指定する客船ターミナル施設の部分及び同条第二項第二号に規定する知事が指定する修繕等は、次のとおりとする。

なお、令和元年東京都告示第二百十二号（東京都港湾管理条例の規定に基づき知事が指定する施設及び修繕等）は、廃止する。

令和三年四月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 知事が指定する岸壁及び棧橋

品川ふ頭外貿岸壁、品川ふ頭外貿棧橋、青海ふ頭岸壁、青海ふ頭棧橋、中央防波堤外側ふ頭棧橋（Y1）、有明

小型船発着所浮棧橋、青海小型船発着所浮棧橋、東京国際クルーズ

ふ頭棧橋及び竹芝小型船発着所浮棧橋

二 知事が指定する船舶給水施設

鳥しよ港湾に設置する船舶給水施設

三 知事が指定する客船ターミナル施設の部分

晴海客船ターミナル、竹芝客船ターミナル、有明客船ターミナル、青海客船ターミナル及び東京国際クルーズ

ターミナル以外の客船ターミナル施設

四 知事が指定する修繕等

船舶の性能検査に伴う修繕

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条の規定による技能教育のための施設を令和三年四月一日付で次のとおり指定したので、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十三条の三の規定により告示する。

令和三年四月一日

東京都教育委員会

- 一 技能教育のための施設の名称及び所在地
学校法人啓倫学園 国際製菓専門学校
東京都立川市曙町一丁目三十二番一号
- 二 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
連携措置に係る科目
連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

- 公衆衛生学
- 衛生法規
- 栄養学
- 食品学
- 食品衛生学
- 食品衛生実習
- 製菓実習
- 食文化概論
- 調理理論
- フードコーディネーター
- 調理実習
- 総合調理実習

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第二十三号
東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年四月一日
東京都下水道局長 神山守
東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の通勤手当に関する規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者を異にして異動した職員における前項の規定による届出は、各任命権者が定める通勤手当に係る届出の様式によることができる。
第六条第一項中「とき」の下に「又は所属長を異にして異動した職員があつたとき」を加える。

附則
この規程は、公布の日から施行する。

公 告

令和三年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、令和三年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和三年四月一日

東京都知事 小池百合子

一 試験実施の期日及び時間

令和三年十月三十日(土曜日)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

東京大学駒場キャンパス(目黒区駒場三丁目八番一

号)

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十七条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を終わった者又は調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)附則第三項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

(二) 職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上(原則週四日以上かつ一日六時間以上)調理業務に従事した者

四 受験申込手続

(一) 一般郵送受付

令和三年五月十日(月曜日)から同年六月四日(金曜日)まで(当日消印有効)

中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル

五階

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

宛

(二) 団体窓口受付(五名以上 要電話連絡)

令和三年五月十日(月曜日)から同年六月四日(金

曜日)までの平日の午前九時から午後五時まで

公益社団法人調理技術技能センター

五 合格発表

令和三年十二月十七日(金曜日)

六 試験手数料

六千四百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日(午前九時から午後五時まで)

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所(支所を含む。)並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日(午前九時三十分から午後六時三十分まで)

東京観光情報センター都庁本部(東京都庁第一本庁舎一階北側)において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

電話 ○三(三六六七) 一八一五

ホームページ <http://www.chouri-ggc.or.jp/>

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 ○三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

